

## 指定居宅介護支援事業所運営規程

### ◇事業の目的

第1条 一般財団法人黎明郷弘前脳卒中・リハビリテーションセンターが行う事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが受けられるよう居宅サービス計画の作成、各種サービス提供者との連絡調整、継続的な管理など、総合的かつ効果的にサービスが提供されるように支援することを目的とする。

### ◇運営の方針

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。又、利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを十分説明したうえで行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

### ◇事業所の名称及び所在地

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 一般財団法人 黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
- (2) 所在地 青森県弘前市大字扇町1丁目2番地1

### ◇従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 主任介護支援専門員  
管理者は、この事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 : 介護支援専門員3名(3名:常勤 内、1名は管理者と兼務)  
従業者は、要介護者などが自らのニーズに見合ったサービスが受けられるよう、居宅サービスの作成、各種サービスの提供者との連絡調整等に当たる。

(3) 事務員 : 1名

◇営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。

ただし国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分までとする。

◇指定居宅介護支援事業提供できる内容及び利用料その他の費用の額

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護事業者又は指定予防介護事業者からの介護支援業務又は介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては当該事業所の介護支援専門員1人当り要介護者35件を上限とし、要支援者には上限を設けず、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(5) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得なければならない。

(6) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービス計画の原案を作成しなければならない。

(利用者の相談を受ける場所、第3条に規定する事業所内の相談室)

(7) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。又、居宅サービス計画を新規に作成した場合や、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催するものとする。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えない。

（サービス担当者会議の開催場所、第3条に規定する事業所内の会議室）

(8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする（特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならない）。介護支援専門員の居宅訪問頻度、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

(10) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(11) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用に係わる必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(12) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(13) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

- (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合は当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合は、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないものとする。又、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合は、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (16) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同上第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (17) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (18) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (19) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

#### ◇通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は、弘前市近郊の区域とする。

#### ◇虐待防止のための措置に関する事項

第8条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施研修
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

◇その他運営に関する重要事項

第9条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- (1) 指定居宅介護支援事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用計画の内容とするものとする。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- (4) 居宅介護支援等の資質の向上のために、関係団体が主催する研修会等への参加及び継続的な研修の機会を設けるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 平成17年 4月 1日一部改定。
- 平成18年11月 1日一部改定。
- 平成19年 4月 1日一部改定。
- 平成21年 4月 1日一部改定。
- 平成23年 4月 1日一部改定。
- 平成24年 5月 1日一部改定。
- 平成24年10月 1日一部改定。
- 平成24年11月 1日一部改定。
- 平成25年 4月 1日一部改定。
- 平成25年 8月 1日一部改定。
- 平成27年 2月 1日一部改定。
- 平成27年 4月 1日一部改定。
- 平成27年10月13日一部改定。

平成29年 4月 1日一部改定。  
平成30年 4月 1日一部改定。  
平成30年10月 1日一部改訂。  
令和 6年 4月 1日一部改訂。